

栗東市空家等対策協議会（第10回） 意見概要とその後の経過

番号	意見	協議会での回答 (R5.1月現在)	その後の経過
1	<p>りっとう空き家バンクを通じて、売買の依頼があった物件について、相続関係が整理されておらず、交渉がまとまらなかった場合にかかる費用について市の考え方を整理してほしい。</p>	<p>空き家物件所有者登録時に、相続登記等の有無等確認するなど整理していきたい。</p>	<p>りっとう空き家バンクの物件登録様式を改正し、相続登記が整理されていることを確認するようにした。</p>
2	<p>市街化調整区域で空き家を賃貸することができるようにならないか。</p> <p>市街化調整区域における空き家再生に関する緩和が必要。古民家風の飲食店向けの空き家が、何も使えないため長年放置されている。解体するだけでなく再生できる条例が必要ではないか。</p>	<p>市街化調整区域で、適法に建築された一戸建て住宅に、借家として住めるよう滋賀県開発審査会で基準を作成中である。</p>	<p>令和5年4月より、都市計画法に基づく開発許可制度の中で、新たな許可メニューとして、市街化調整区域内の空き家を住宅として賃貸できる制度ができました。</p>